

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

水俣市

2 構造改革特別区域計画の名称

水俣環境・リサイクル産業特区

3 構造改革特別区域の範囲

熊本県水俣市の全域（別添地図参照）

4 構造改革特別区域の特性

水俣市は熊本県南部に位置しており、西には八代海に面し、東には九州山地が連なる風光明媚な地域である。地域社会を支えてきた農林水産業に関しては、甘夏、デコポン等の柑橘類や低農薬栽培のサラダ玉葱などが全国に知られている。また、穏やかな内海である八代海は魚種が豊富である。しかし、このような農林水産業の生産や加工に伴う廃棄物の処理も課題となっており、バイオマスリサイクルについて、地場産業振興とも連携する形で推進が可能な地域である。

工業面では、大手化学工場が立地し、地域経済を牽引する存在だったが、産業構造の変化とともに構造不況化した。

しかしながら、最近ではエコタウン指定に伴い環境リサイクル企業の立地が相次いでおり、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく活性化計画策定地域（B集積地域）が当該地域に指定されている。

また、みなまた環境テクノセンターを中心に産学行政の連携により環境関連の研究開発が進められており、国立水俣病総合研究センターは水銀研究の世界的拠点として知られているなど、新たな環境関連産業の創出に必要な研究開発の取組が展開されている地域である。

このような中、水俣市内の企業の集積と環境関連企業の立地による産業の振興を目的に水俣市土地開発公社所が、平成8年度に水俣産業団地造成工事に着手し、平成13年度までに造成工事が完了（第1工区9年・第2工区13年、面積：19.5ha（内、工場有効敷地：約17ha））した。

造成完了当初は、市内企業の集積と環境リサイクル企業の立地で、造成地には35の企業が進出したが、5区画1.9haが売却の目処が立たないまま残っている。

5 構造改革特別区域計画の意義

水俣市では、公害の原点と言われる水俣病が昭和30年代に発生したが、その後長期間にわたり深い禍根が残り、地域を疲弊させる大きな要因となった。しかしながら、現在、水俣病の体験を糧とし、徹底した分別収集や環境教育の推進など環境保全型の地域づくりが定着しつつある。平成13年2月にはエコタウン事業が国の承認を受けたが、大都市型エコタウン事業と異なり、環境意識の高い市民総参加による地方型の環境産業モデルを目

指したもので、全国的に注目を集めている。公害で疲弊した経験を持つ地域だからこそ、逆転の発想で環境産業を振興することで地域再生を具体化することは、真の意味での地域再生を示すものであり、全国の公害被害地への波及効果も大きい。

また、有明海の高苔の水揚げ減少を契機に、海域の環境問題が全国的に大きくクローズアップされている。本構造改革特区を推進することにより、水俣地域で環境リサイクル産業が地場産業と連携しながら成長し、地域における環境循環型社会を実現させることは、周辺海域の環境保全にも大きく貢献すると考える。

さらに、当該地域は経済の基盤が弱く、地域経済の活性化による地域振興が求められている。特に、若者の雇用の場がなく、他地域に流出せざるを得ない現状であり、新たな雇用の場の開拓が喫緊の課題となっている。このため、本構造改革特区を実現し、広域生活圏の廃棄物を再資源化する形で、環境・リサイクル企業の立地を促進させ、地域経済の活性化、雇用の開拓に成功することは、同様な状況にある過疎地域に対する波及効果も大きいと考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、南九州における環境リサイクル産業の拠点化を目指すものであり、「土地開発公社所有の工業団地の賃借事業」による規制緩和を活用するとともに、地域レベルのきめ細かな振興策を併行して実施することで、企業誘致を推進する。このことにより、水俣地域内の環境リサイクル企業やそれに関連する既存企業の活性化を図り、新たな雇用の場を開拓するものである。

本計画の推進により、環境リサイクル産業の集積及び企業のリサイクル技術の向上、市民の環境意識の醸成を行い、環境モデル都市の構築を目指していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

水俣市では広域生活圏で発生する廃棄物を再資源化する形で、環境リサイクル産業を振興することを目標に、特区設定による規制緩和を実施する。このことが、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境にこだわり、環境破壊に荷担しない資源循環型のライフスタイルを目指す水俣市の「環境モデル都市」づくりの達成に大きく貢献するものである。

なお、経済社会的効果については、それぞれ下記目標数値を掲げ、その達成を目指していく。

1) 企業立地

水俣市において、これまで、家電リサイクル事業、びんのリユース・リサイクル事業、タイヤリサイクル事業、廃油リサイクル事業、廃プラスチック複合再生樹脂リサイクル事業等の環境リサイクル関連企業（廃棄物処理だけの企業は含まず）の立地が10社（2003年11月末現在）となっている。

今後、産学行政連携による研究開発での新たなマーケットの開拓や企業誘致促進に供する土地の賃貸方式などを活用することにより、企業の立地を促進させる。

なお、新たな工場立地は企業にとってリスクを伴うものであり、例えば計画から操業までの期間が、長期化することは大幅な計画の狂いを生じされることになる。特に環境リサイクル産業は廃棄物を扱うことで対外的な調整事項が多いため、特定された用地があることは立地に伴う調整を軽減させ、企業進出を促進する効果が大きい。また、環境リサイク

ル産業は資金力の弱いベンチャー型の企業や中小企業が多いため、土地の賃貸方式にすることで初期投資を抑制する手法が効果的である。

【誘致企業の立地数の数値目標】

積極的な企業誘致等により、特区地域内の環境関連企業数を、2003年現在10社から、2005年までに14社、2010年までに25社とする。

そのうち、水俣市土地開発公社が所有する5区画、約1.9haについては、誘致企業数を2005年までに2社、2010年までに5社とし、約1.9haの全面積に企業を立地する。

2) 雇用の場の創出

平成15年10月の当該地域の有効求人倍率は、水俣市0.32と熊本県の0.52や国の0.70より著しく低い地域である。今後、新たな雇用の場の創出が必要とされる。環境関連産業では、これまで150人程度の新たな雇用の場の創出を実現しており、今後、特区指定による誘致企業の立地が促進されることで、さらに大幅な雇用の場が期待できる。

【新規雇用数の数値目標】

企業立地による雇用の場を創出することで、特区地域内の環境関連企業の雇用者数を2003年現在の150人から、2005年までに210人、2010年までに、350人とする。

3) 生産額の向上

熊本県の工業出荷額は、1998年の2兆6159億円から、2001年には2兆6275億円と3年間で0.44%増加しているが、水俣市では1998年の970億円から726億円と逆に25.1%減少するなど、衰退傾向にあり、新たな産業の創出による地域経済の活性化が望まれる地域である。現在、特区指定を予定している地域内の環境関連企業の生産額は把握しているだけで、約20億円であるが、今後、特区指定による誘致企業の立地が促進されることで、環境関連企業の総生産額を増加させる。

【生産額の数値目標】

企業立地により生産額を増加させることで、環境関連企業の総生産額を2003年現在の約20億円から、2005年までに約30億円、2010年までに、約50億円とする。

8 特定事業の名称

- ・土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業(403)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本構造改革特別区域において実施する特定事業は、対象地域に環境関連産業を集積されることで、雇用の場の創出、振興による地域浮揚を実現するものである。これに関連するものとして、下記の構想、計画及び事業を推進する。

1) 環境モデル都市づくり事業の推進(水俣市)

水俣市では、環境モデル都市づくりを宣言し、水俣病資料館などを活用し独自の環境教育の展開、熊本県の自治体で初めてISO14001の認証取得、水俣環境マイスター制度の設置、市民に協力を得ながら21種類にも及ぶゴミ分別のリサイクルシステムを確立するなど、多様な施策により、環境を重視した地域づくりを推進している。

2) 水俣エコタウン事業の推進(水俣市)

地域で発生した廃棄物は地域でリサイクルする地域内ゼロエミッションを確立し、全国中小都市のモデルとなる資源循環型地域システムの構築を目指した事業であり、平成13年2月に承認された。

現在、環境関連分野の企業立地対策として、産業団地の整備(面積20ha・5社立地)、企業誘致のための企業立地促進補助や企業立地奨励金、雇用奨励金など各種優遇策を実施するとともに、環境関連技術の研究開発を推進している。さらに、静脈産業の育成について物流面を強化するため、水俣港の静脈物流拠点港指定に向けた整備の検討を行っている。

* 産業団地の整備のうち、土地開発公社が所有する5区画、約1.9haについて賃貸事業の特区申請を行うもの

3) 産学行政連携研究開発プロジェクトの推進(熊本県・民間)

熊本県工業振興ビジョンでは、県が推進する重点成長5分野の一つに環境産業を指定しており、国の支援を受けた産学行政の連携プロジェクトとしては、文部科学省の「都市エリア産学官連携促進事業」に採択された「環境保全に資する陸上と海域のバイオマス循環システムの開発」などがあり、「みなまた環境テクノセンター」などを中心として、水俣地域での環境関連の研究開発を進めている。

なお、環境保全に資する陸上と海域のバイオマス循環システムの開発では、水質浄化を目的として、海藻類をガラスに定着させた築磯形成の研究を水俣エコタウン立地企業のびんのリユース・リサイクルの(株)田中商店と八代工業高等専門学校で共同で進めている。

4) その他

今後、県が中心となって環境関連の産業フェア(平成16年開催予定)を実施し、商品の展示や商談会などの場の提供を行う。

さらに、九州経済産業局では産業クラスター計画の対象を半導体産業とともに環境・リサイクル産業に指定し、九州環境クラスター計画を策定。その推進主体となる「九州地域環境・リサイクル産業交流プラザ(K-RIP)」を設置し地域の活動を支援しており、水俣市も参加している。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体又は開始の日並びに特定事業ごとの規制特例措置の内容

別紙 1

1 特定事業の名称

番号 4 0 3

特定事業の名称 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

水俣市土地開発公社（理事長 滝澤行雄）

水俣市陣内 1 - 1 - 1

(株)田中商店（代表取締役社長 田中一郎）

水俣市浜松町 5 - 8

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

水俣市土地開発公社

(2) 事業が行われる区域

特別区域内（別添地図参照）

(3) 事業の実施期間

計画の認定後、直ちに

(4) 事業により実現される行為

特区内にある土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により造成した水俣産業団地 5 区画（約 1 . 9 ha）について、環境関連企業もしくは環境関連技術を他分野に応用した企業などが進出する場合の初期投資の軽減を図るため、民間事業者等に事業用借地権を設定し、賃貸を行う。

5 当該規制の特例措置の内容（特定措置の要件適合性を認めた根拠）

地域における雇用の創出や、地域企業の技術向上等、地域産業を活性化させるには、企業誘致が有効な手段である。そこで、本特区地域に整備された土地開発公社の所有する造成地（公拡法第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により造成された土地）を環境関連企業に賃貸することにより、効果的な企業誘致を促進される。このことは、構造改革特区で定めた数値目標の達成に有効であるばかりでなく、成長産業として期待している環境関連産業ビジネス全体の推進。さらには、環境立県熊本づくりの実現、都市の健全な発展と秩序ある整備に寄与する。